

東大和市監査委員告示第3号



地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置を次のとおり公表する。

平成30年 6月27日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

## 改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：学校教育部 教育総務課

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p><b>（１）備品管理について</b></p> <p>今年度小中学校各１校が購入した備品、また、取得年が古くかつ取得価格が概ね２０万円以上の備品を抽出し、それらについて東大和市物品管理規則に基づき、備品台帳との照合及びその保管状況を確認したところ、学校が既に廃棄した備品の廃棄手続が行われていないものがあり、台帳と一致していなかった。</p> <p>同規則で供用者とされている学校長は、物品を使用する必要がなくなったとき、又は物品が使用に耐えなくなったときは、直ちに当該物品を回収し返納申請書を提出することが規定されている。また、当該物品及び返納申請書の提出を受けた出納員（教育総務課長）は、備品管理システム等において必要な処理を行うものとされている。</p> <p>出納員（教育総務課長）及び供用者（学校長）は、備品の現況把握及び管理の徹底を図られたい。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み ②改善中(完了目途:30年9月末) ③検討中(終了目途: 年 月末)</p>
	<p>各小中学校における備品の管理は、都事務職員が担当している。</p> <p>このため、監査の結果後、都事務職員会の中で、備品台帳と現在配置されている備品とを突合し、現存しない備品については、早急に返納申請書を提出するよう指導を行った。</p> <p>なお、今後については、都事務職員だけではなく、各小中学校長宛に校長会や通知文において指導し、備品管理の徹底を図りたい。</p>

## 改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：学校教育部 教育総務課（教育施設担当）

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p><b>（１）委託業務事務について</b></p> <p>第二小学校エレベーター保守点検委託業務について、仕様書に基づき適切に履行されているか確認したところ、委託事業者に提出を指示している業務実施届が提出されていなかったため、「昇降機等検査員」、「一級建築士」及び「二級建築士」のうち、いずれの資格を有する者が業務に従事しているか確認できなかった。</p> <p>他の委託業務でも同様の状況が見られたことから、業務実施届の提出の確認について徹底を図りたい。</p> <p>また、保有資格については、業務実施届へ記載するだけでなく、資格証の写し等の提出を求めるなど、更なる安全管理の徹底を図りたい。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み 2改善中(完了目途： 年 月末) 3検討中(終了目途： 年 月末)</p> <p>未提出であった下記の委託について、業務実施届を受領し、資格証の写し等により、業務従事者の保有資格の確認を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二小学校エレベーター保守点検委託</li> <li>・第八小学校エレベーター保守点検委託</li> <li>・熱風炉点検委託</li> <li>・小荷物専用昇降機保守点検委託</li> </ul> <p>平成30年度以降の委託において、業務遂行に必要となる保有資格については、業務実施届への記載に加えて資格証の写し等の提出を求めることとした。</p> <p>また、業務実施届と資格証の写し等の提出状況について、係内で確認し情報共有するための一覧表を作成し、更なる安全管理の徹底を図る。</p>